

岩手県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 釜石市唐丹町字本郷35・40の2・45・46・140の1・140の4・145の2・148の1・160の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、17の1、18、19の1、19の2、20の2、25の2、28の1、29、31、33、34の1、34の2、39の3、40の1、42の2、43の2、44、134の1、135の1、137の1、138の1、139のイ、140の3、143、144の2、145の1、145の3、162の1、字桜峠39の1（次の図に示す部分に限る。）、38の2、39の2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅